

4 2021 (令和3年)



さくら

阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田 貞二

〒567-0827
茨木市稻葉町5-14
TEL 072(634)4331代
FAX 072(632)1828

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	.

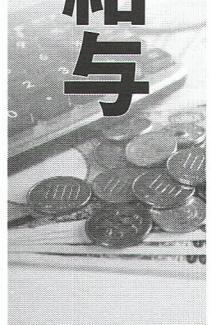
ワンポイント 消費税の総額表示が必要に

商品の値札やチラシ等において、消費税相当額を含む支払総額を一目で分かるようにする「総額表示」が4月から必要となりました。ただし、適切に表示された税込価格と合わせて税抜価格を併記することは認められます。なお、事業者間取引の価格表記や見積書等は原則、総額表示の対象外とされています。

4月の税務と労務

- | | |
|--|-------------------------|
| 国 税／3月分源泉所得税の納付 | 4月12日 |
| 国 税／2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) | 4月30日 |
| 国 税／8月決算法人の中間申告 | 4月30日 |
| 国 税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合) | 4月30日 |
| 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 | 4月15日 |
| 地方税／固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中) | 4月1日～4月20日 |
| 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 | または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで |
| 地方税／軽自動車税の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中) | 4月1日～4月20日 |
| 労 務／労働者死傷病報告(休業4日未満:1月～3月分) | 4月30日 |

非課税される給与



会社が役員や従業員に支給する金品は原則として給与課税されますが、例外として、非課税とされるものがありますので、以下、整理してみます。

1 通勤手当

役員や従業員に通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤定期券などは、一定の限度額まで非課税とされ（下表参照）、超える部分は給与として課税されます。

具体的には、①その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか、②その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうかで判断することになります。

非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。

2 旅費

勤務する場所を離れて職務を行うための旅行等で、その旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料

正規の勤務時間外において宿直や日直について支給する金額については、給与等として課税されます。ただし、次に該当するなどの

通勤手当の非課税限度額

(表) 通勤手当の非課税限度額

区分	課税されない金額
①交通機関又は有料道路を利用している場合に支給する通勤手当	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度額 150,000 円）
②自転車・自動車等の交通用具を使用している場合に支給する通勤手当（通勤距離（片道））	2km未満 (全額課税)
	2km以上 10km未満 4,200 円
	10km以上 15km未満 7,100 円
	15km以上 25km未満 12,900 円
	25km以上 35km未満 18,700 円
	35km以上 45km未満 24,400 円
	45km以上 55km未満 28,000 円
③交通機関を利用して支給する通勤用定期乗車券	55km以上 31,600 円
	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度額 150,000 円）
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度額 150,000 円）

3 宿直・日直料

宿直料又は日直料を除き、その支給の基因となつた勤務一回につき支給される金額（宿直等の勤務をすることにより支給される食事の価額を除きます。）のうち四、〇〇〇円（宿直等の勤務をすることにより支給される食事がある場合には、四、〇〇〇円からその食事の価額を控除した残額）までの部分は課税されません。宿直又は日直のために雇用さ

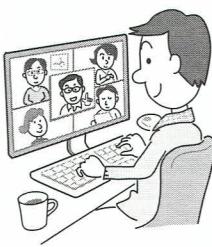
れた者への支給・宿直又は日直の勤務をそのままの通常の勤務時間内の勤務として行った者に支給される宿直料又は日直料

4 在宅勤務手当

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額

を精算する方法で、従業員に対して支給する一定の金銭については課税されません。

なお、企業が従業員に在宅勤務手当（従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかつた場合でも、その金額を企業に返還する必要がないもの（例えば、会社が従業員に毎月五〇〇〇円を渡切りで支給するもの））を支給した場合は、給与として課税する必要があります。



5 祝金等

結婚、出産等の祝金品は、その金額が支給を受ける役員又は従業員の地位などに照らして、社会通念上相当と認められるものであれば課税されません。

7 死亡退職者の給与等

死亡した者に係る給与や退職金で、その死亡後に支給期の到来するもののうち、相続税法の規定により相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものにつ

ては、所定の見舞金を支給することになります。

9 海外渡航費

役員又は従業員に対して海外渡航のために支給する旅費等は、非課税とされます。ただし、その海外渡航中に観光が含まれる場合には、観光に係る費用の一部を按分して非課税対象から外すことになります。

6 見舞金

では、所得税は課税されません。

10 社宅や寮費

葬祭料、香典、災害等の見舞金は、金額が支給を受ける役員又は従業員の地位などに照らし、社会通念上相当と認められえた場合でも、その金額を企業に返還する必要がないもの（例え、会社が従業員に毎月五〇〇〇円を渡切りで支給するもの））を支給した場合は、給与として課税する必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等へ支給する見舞金についても、前記と同様の取扱いとなります。ここでの社会通念上相当とは、①

その見舞金の支給額が、使用者等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となつており、そのことが慶弔規程等において明らかにされているか

な技術や知識を役員や従業員に習得させるための費用であり、その費用が適正な金額であれば、課税されません。

賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額をいいます。

(1) 会社などの仕事に直接必要な技術や知識を役員や従業員に習得させるための費用であり、その費用が適正な金額であれば、課税されません。

賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額をいいます。

(1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) × ○・二%

(2) 一二円 × (その建物の総床面積(平方メートル))

(2) 会社などの仕事に直接必要な免許や資格を役員や従業員に取得させるための研修会や講習会などの出席費用であること

(3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) × ○・三

(3) 会社などの仕事に直接必要な分野の講義を役員や従業員に大学などで受けさせるための費用であること

(3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) × ○・二二%

したがって、従業員に無償で貸与した場合には、前記賃貸料相当額が給与として課税されることになります。

また、従業員から賃貸料相当額より低い家賃を受け取つている場合は、受け取つてある家賃が賃貸料相当額との差額が給与として課税されます。ただし、受け取つてある家賃が賃貸料相当額の五〇%以上であれば、受け取つてある家賃と賃貸料相当額との差額は、課税されません。

法人が建物を賃借するための権利金等

法人が建物を賃借するために支払った権利金、立退料などの費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものは、繰延資産となります。

ただし、建物の賃借に際して不動産業者などに支払った仲介手数料については、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

繰延資産となる権利金等の償却期間（1年未満端数切捨）は次のとおりです。

- (1) 建物の新築に際して支払った権利金等で、その金額が建物の賃借部分の建設費の大部分に相当し、かつ、その建物が存続する期間中は賃借できる状況にあると認められる場合…その建物の耐用年数の10分の7に相当する年数
- (2) 建物の賃借に際して支払った(1)以外の権利金等で、契約や慣習などによって明

渡しに際して借家権として転売できることになっている場合…その建物の賃借後の見積残存耐用年数の10分の7に相当する年数

- (3) (1)及び(2)以外の権利金等の場合…5年

ただし、契約による賃借期間が5年末満の場合で、契約の更新に際して再び権利金等の支払を要することが明らかであるときは、その賃借期間となります。

償却限度額は、繰延資産の額を償却期間の月数で割ったものに、その事業年度の月数を掛けて計算した金額となります。事業年度の中途での支出の場合は、「その事業年度の月数」は「支出の日から事業年度末までの月数」となります。この場合、月数は暦に従って計算し、1カ月に満たない端数はこれを1カ月とします。

なお、繰延資産の償却費を損金算入する場合には、確定申告書に繰延資産の償却額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

英語版法人番号公表サイト

経済取引が国際化している中で、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、13桁の認識番号である法人番号の活用場面が広がるよう、公表を希望する法人からの申し込みに基づき、国税庁法人番号公表サイトの英語版Webページにおいて、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の英語表記の公表が行われています。

英語表記の公表には、①英語で世界に情報発信できる、②海外の取引先から法人番号の照会を受けた場合に速やかに対応できる、③税関に対し容易に法人番号を示すことができるなどのメリットがあります。

また、国税庁は発番機関として国連及び国際標準化機構（ISO）に登録し、「発番機関コード」を取得しており、法人番号と組み合わせることにより、電子商取引等において、国内のみならず国際的にも、法人番号を共通の企業コードとして利用できます。

マイナポイントの課税関係

マイナポイントは、マイナンバーカードを取得し、IDを設定した個人がキャッシュレス決済サービスにおいてチャージなどを行った際に付与されるものです（上限五千円分）。個人が商品を購入する際に決済代金に応じて付与されるポイントで、「通常の商取引における値引き」と同様の行為が行われたものと考えられる場合に

は、所得税の課税対象とはなりませんが、マイナポイントはこの「通常の商取引における値引き」とは認められず、その経済的効用は一時所得として所得税の課税対象となります。

一時所得では、特別控除額五〇万円を控除しますが、その年間にマイナポイント以外の一時所得がある場合には、確定申告が必要になる場合があります。